

世界の核軍縮・核不拡散への日本の貢献

～唯一の戦争被爆国としての責任を果たす政策を～

2020年4月

公益財団法人 笹川平和財団

新たな原子力・核不拡散に関するイニシアチブ研究会

はじめに

公益財団法人笹川平和財団では、日本並びに日本を取り巻くアジア地域や世界の平和と安定に貢献するため、安全保障研究グループを設け、研究活動とそれに基づく政策提言を行っています。

2018年9月には、原子力民生利用の先進国であり、かつ唯一の戦争被爆国である日本が世界の核軍縮や核不拡散分野において果たしうる貢献策を探ることを目的に、同グループ内に「新たな原子力・核不拡散に関するイニシアチブ研究会」を設置し、日本の役割と国際貢献のあり方について議論を開始しました。これまでに、核燃料の国際管理、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の非核化、世界の核軍縮問題等多岐にわたるテーマで研究を重ね、その成果を順次、政策提言としてまとめてきました。第一弾として2019年5月に「プルトニウム国際管理に関する日本政府への提言～プルトニウム在庫量の削減を目指し、新たな国際規範を～」をまとめ、8月に河野太郎外務大臣（当時）に手交しました。また、第二弾として2020年2月に「北朝鮮非核化に関する日本政府への提言～北東アジアにおける核の脅威削減と新たな安全保障の構築を視野に～」を発表しました。このたび、第三弾として新たな政策提言「世界の核軍縮・核不拡散への日本の貢献～唯一の戦争被爆国としての責任を果たす政策を～」を取りまとめました。

世界の核軍縮・核不拡散をめぐる情勢は悪化の一途をたどっています。2019年8月、米ロ間で締結された中距離核戦力（INF）全廃条約が失効し、新戦略兵器削減条約（新START）の失効も現実味を帯び、両国間の核軍縮を支えてきた国際的枠組みがすべて消失する懸念が高まっています。こうした厳しい状況の中、4月末から5月にかけて開かれる予定であった核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議は延期されましたが、当研究会は、再検討会議の重要性に変化はないと考え、新たな核軍縮・核不拡散政策に関する日本政府への提言をまとめました。2020年が原爆投下から75年、さらにNPT発効から半世紀の大切な節目であることを踏まえ、日本が「唯一の戦争被爆国」として世界の核不拡散に貢献ができるよう、取るべき政策を提言します。

【研究会メンバー】 敬省略、順不同

座長	鈴木 達治郎	長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）副センター長・教授
委員	岩本 友則	日本核物質管理学会・事務局長
	太田 昌克	共同通信編集委員
	大庭 三枝	神奈川大学教授、元原子力委員会委員
	坂田 東一	日本宇宙フォーラム理事長、元ウクライナ・モルドバ共和国大使
	佐賀山 豊	日本原子力研究開発機構（JAEA）理事長シニアアシスタント
	西田 恒夫	広島大学平和センター名誉センター長、元国連大使
	田中 伸男	笹川平和財団会長
	（オブザーバー）	
	長山 智恵子	元福島県高等学校教諭

世界の核軍縮・核不拡散への日本の貢献 ～唯一の戦争被爆国としての責任を果たす政策を～

2020年3月現在、世界の核軍縮・核不拡散情勢は極めて深刻な状況にある。米科学雑誌「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」が地球滅亡までの残り時間を象徴的に示す「終末時計」も、過去最悪の「100秒前」となった¹。その背景には、中距離核戦力 (Intermediate-range Nuclear Forces: INF) 全廃条約の破棄・失効、新戦略兵器削減条約 (New Strategic Arms Reduction Treaty: 新 START) の延長・失効問題などがあり、このままでは米ロ間の核軍縮を支えてきた国際的枠組みがすべて消失してしまう危機を迎えている。さらに低出力でより使いやすい小型核兵器²などの開発・配備により、「核戦争のリスク」が改めて認識される状況となってきた。

一方、2017年に国連で採択された核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW) は81カ国が署名、35カ国が批准しており、発効要件である50カ国の批准に着実に近づいている³。しかし、核抑止を重視する核兵器国・「核の傘」国と非核兵器国の間の溝は埋まる気配がない。また、米国がイラン核合意 (JCPOA) ⁴から離脱したことを契機に、米イラン関係のみならず、中東情勢は一層緊張が高まっている。

こういった厳しい状況の下、核兵器不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) 再検討会議の開催は新型コロナウイルスの世界的大流行により2021年に延期される見通しとなった。それでも本再検討会議の成功は、現在の核軍縮・核不拡散体制の維持・強化に死活的に重要である。そこで、当研究会では日本政府に対し、新たな核軍縮・核不拡散政策に関する提言をまとめた。特に2020年が、原爆投下から75年さらにNPT発効から半世紀という大切な節目であることを強調し、被爆国政府の主体的かつ能動的な取り組みを強く求めたい。

提言

1. NPT第6条の核軍縮義務を果たし、過去のNPT会議の合意を遵守すべく、核兵器国、特に米国・ロシア・中国に核軍縮交渉を強く促す。また、核兵器国と非核兵器国の「橋渡し」役を果たすべく、「核軍縮サミット」を被爆地に招致するなど、被爆国ならではの核軍縮外交を展開する。核不拡散分野では、朝鮮半島の非核化と北東アジアにおける核の脅威削減、ひいては同地域における新たな安全保障の枠組み構築、およびJCPOAの再生と中東地域の緊張緩和に向けて、積極的な非核政策を進める。
2. 日本は、上記の核リスクを削減する具体的施策や核兵器の役割を低減する努力を重ねつつ、TPNWに対する消極的な姿勢を改め、署名・批准に向けた努力を行うこととし、署名の条件が整うまで「オブザーバー国」として締約国会議に参加しながら条約の支援策を検討する。

¹ Bulletin of the Atomic Scientists, "Closer than ever: It is 100 seconds to midnight," January 23, 2020 (<https://thebulletin.org/doomsday-clock/#>, 2020年2月21日閲覧)。

² 米ロ両国は広島に投下された原爆 (TNT火薬換算で推定約15キロトン) より小さい5キロトンの核弾頭を実戦配備している。さらに低出力 (~1キロトン) の核兵器の開発を目指している。

³ International Campaign to Abolish for Abolition of Nuclear Weapons (ICAN), "Signature and ratification status of TPNW" https://www.icanw.org/signature_and_ratification_status (2020年3月10日現在)

⁴ 本書「用語解説」(1)(8頁)を参照。

提言 1. NPT 第 6 条の核軍縮義務を果たし、過去の NPT 会議の合意を遵守すべく、核兵器国、特に米国・ロシア・中国に核軍縮交渉を強く促す。また、核兵器国と非核兵器国の「橋渡し」役を果たすべく、「核軍縮サミット」を被爆地に招致するなど、被爆国ならではの核軍縮外交を展開する。核不拡散分野では、朝鮮半島の非核化と北東アジアにおける核の脅威削減、ひいては同地域における新たな安全保障の枠組み構築、および JCPOA の再生と中東地域の緊張緩和に向けて、積極的な非核政策を進める。

上述したように、2020 年 2 月以降の新型コロナウイルスの世界的大流行に伴い、今年 4 月に開幕される予定であった NPT 再検討会議は来年に延期された。しかし、その重要性は全く変わるものではなく、その成功に向けて日本政府は被爆国の立場から、持てる外交力と政治的資源を最大限活用すべきだ。その際に起点となるのは、過去の再検討会議の合意、特に 2000 年の「核兵器廃絶への明確な約束」⁵と 2010 年の「行動計画」⁶である。また、既存の軍縮関連条約や多国間合意を踏まえ、これらの国際約束を最低限堅持し順守するよう米国をはじめとする核兵器国と非核兵器国にとりわけ強く呼びかけなくてはならない。具体的には次の政策を提言する。

米ロ関係は現在、冷戦終結後「最悪の状態」といわれており⁷、新 START の延長問題をめぐっても交渉は何ら進展していない。このままでは、INF 全廃条約の失効に続き、米ロ核軍縮の法的枠組みがすべて消失する危険性が高まっている。日本としては米ロに対し、核軍縮がこれ以上進まないよう、まず核軍縮のための対話再開を強く働きかける必要がある。そこでは何よりも、2021 年 2 月に失効が迫る新 START の延長に向けた交渉開始を最優先課題とすることが望まれる。同時に、核兵器を増産している中国にも核軍縮を強く求めるべきだ。さらにはインド・パキスタンにも包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT）の署名・批准や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（Fissile Material Cut-off Treaty: FMCT）交渉への参加を粘り強く促すことが必要だ。

米ロ両国は新型核兵器の開発を進めるとともに、「核兵器使用も辞さず」という政策を互いに取り替えるため、核リスクは冷戦終結以降、最も高まっているといえる。日本としては核リスクの低減に向けた具体的施策、例えば「核兵器の先行不使用（NFU）」⁸や、核兵器の役割を相手の核使用に対する抑止に限定した「唯一の目的」⁹といった施策に対する支持を明確にし、即時の核ミサイル発射を回避する「警戒態勢の解除」¹⁰や、非核兵器国への核攻撃と威嚇を禁止する「消極的安全保証」¹¹の具体化を進めるべきだ。また、サイバーや AI、宇宙といった先進技術の軍事利用についても、そのリスクの低減を目指した米ロ

⁵ 2000 年の NPT 再検討会議最終文書にて、核軍縮に向けた 13 の実行的措置の一つとして、核兵器の全面的廃絶に対する核兵器国の「明確な約束」が規定されている（外務省「2000 年 NPT 運用検討会議最終文書の概要」2000 年 5 月 19 日 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/saisyu.html、2020 年 2 月 21 日閲覧]）。

⁶ 2010 年の NPT 再検討会議最終文書（行動計画）には、2000 年合意の再確認に加え、核兵器の数と役割の低減、消極的安全保証など、重要な核軍縮の行動計画が明記されている（外務省「2010 年 NPT 運用検討会議：最終文書（行動計画）の概要」2010 年 5 月 29 日 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/kaigi10_keikaku.html、2020 年 2 月 21 日閲覧]）。

⁷ 黒澤満は『毎日新聞』のインタビューで「50 年間、核軍縮を研究しているが、現在は米中ロが対立した最悪な状況だ」と論じる（「クローズアップ ローマ教皇、被爆地訪問 核軍縮、逆行に憂慮 国際社会へ強いメッセージ 大阪女学院大大学院・黒澤満教授の話」『毎日新聞』2019 年 11 月 25 日。[https://mainichi.jp/articles/20191125/ddm/003/030/060000c、2020 年 2 月 21 日閲覧]）。

⁸ 先制不使用ともいわれる。本書「用語解説」(2) (8 頁)を参照。

⁹ 同上 (3) (8 頁)を参照。

¹⁰ 同上 (4) (8 頁)を参照。

¹¹ 同上 (5) (9 頁)を参照。

の対話が望まれる。核軍拡を続けている中国、インド、パキスタンに対しても、核リスクの削減に向けた方策を要求する外交が求められる。具体的には、核戦略・核戦力の透明性向上、偶発的な核使用を防ぐための危機管理措置等の施策があげられる。

一方、核兵器国と非核兵器国の「橋渡し」役を果たすべく外務省が設置した「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」¹²は、2019年10月に議長レポートを公表して終了した。今後は、この提言にとどまらず、日本政府が「橋渡し」役として、現実の外交や行動に移すことが必要だ。すなわち、核軍縮に関するさらなる対話を実現すべく、日本政府がイニシアチブをとって、「核軍縮サミット」を広島・長崎で開催するなど、被爆国ならではの非核外交を促進することが求められる。その際、専門家や市民社会と政府との対話の場（トラック1.5）も設定すべきだ。

核不拡散分野における現在最大の課題は、北東アジアと中東における核リスクの低減と信頼醸成に基づく緊張緩和だ。日本にとっては、北朝鮮の非核化問題が喫緊の課題であることは論をまたない。2020年2月に当研究会が発表した政策提言「北朝鮮非核化に関する日本政府への提言」¹³で述べたように、朝鮮半島の非核化と北東アジアにおける核の脅威削減、ひいては同地域における新たな安全保障の枠組み構築に向けた積極的な外交が求められる。

JCPOAの趨勢も重大な懸念の的だ。2018年にドナルド・トランプ政権が一方向的に離脱して以来、イランと米国の関係は悪化の一途をたどってきた。イランの核活動の拡大は比較的抑制が効いているものの、JCPOAの違反行為に該当し、周辺国の懸念を増大させている。このままでは、JCPOAは事実上崩壊し、イランがNPT脱退を決断する可能性すら否定できない。そうなれば、サウジアラビアなどを巻き込んだ中東の「核ドミノ現象」が一気に進んでしまう恐れがある¹⁴。

日本としては、米・イラン両国と友好関係にあるユニークな立場を利用して、米国に対してはJCPOAへの復帰を、イランに対しては核活動の自制を訴え、関係改善への対話を促すべきだ。2019年6月にイランのテヘランを訪問し、トランプ大統領とも強固な関係を誇る安倍晋三首相はこの点において特別な役割を果たせると同時に、国際社会に重大な責務を負っている。原子力民生利用先進国としても、核拡散抵抗性のさらなる向上を目指した技術開発や二国間原子力協力協定などを通じて、関連諸国に対し影響力を發揮し、中東における緊張緩和を目指す外交努力が今ほど望まれたことはない。

¹² 本書「用語解説」(6)(9頁)を参照。

¹³ 笹川平和財団「北朝鮮非核化に関する日本政府への提言～北東アジアにおける核の脅威削減と新たな安全保障の構築を視野に～」(2020年2月)。

¹⁴ ジョナサン・マーカス「[解説] イランとアメリカの危機は終わっていない 5つの理由」BBC News Japan, 2020年1月15日 (<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-51102318>, 2020年2月21日閲覧)。

提言 2. 日本は、上記の核リスクを削減する具体的施策や核兵器の役割を低減する努力を重ねつつ、TPNW に対する消極的な姿勢を改め、署名・批准に向けた努力を行うこととし、署名の条件が整うまで「オブザーバー国」として締約国会議に参加しながら条約の支援策を検討する。

TPNW は核兵器の開発や保有、使用だけでなく、それを使用するとの威嚇も禁止しており、核抑止の概念そのものを否定している。そのため、核兵器国のみならず、日本を含む「核の傘」に依存する国々は、一様に TPNW への署名には極めて消極的だ。

しかし、唯一の戦争被爆国であり、核廃絶を外交政策の柱としている日本が、TPNW に背を向け続けることは、被爆者はもちろん、大方の国民の支持を得られないだろう¹⁵。実際、TPNW の成立には被爆者の貢献が大きく、前文にも「ヒバクシャ」の文字が明記されている。その底流には日本政府自らがその重要性を強調してきた「核兵器の非人道性」という倫理的・道徳的価値観がある。この点を考えても、日本政府がこの条約をないがしろにしたままでの現状は、国民と国際世論の理解を得られず、先人らが築き上げてきた被爆国の「モラル・オーソリティ（道徳的権威）」を大きく毀損する。

こうした観点から、日本政府は、TPNW に対する消極的な態度を今こそ根本から見直し、署名・批准に向けた政策転換を表明すべきだ。まず、TPNW に署名するうえでの障害や署名した場合の影響、日米安全保障条約との整合性を包括的に検討する独立した諮問会議¹⁶を新たに設置する。長期的には、核抑止力に依存しない安全保障環境づくり¹⁷に取り組むとともに、提言 1 で述べた核リスク低減に向けた具体的施策を実践しながら、核兵器の役割を低減する努力を並行して進めることが求められる。

そのうえで、TPNW の趣旨と理念への賛意を明確にすべく、締約国会議にオブザーバー参加し、条約の趣旨に資する具体的な支援策を提唱すべきだ¹⁸。例えば、次のような施策が考えられる。

- (1) 第 1 回締約国会議の広島・長崎への誘致支持 (TPNW を「ヒロシマ・ナガサキ条約」と命名できる)
- (2) 核実験による被害者を含む「ヒバクシャ」の診断・治療、核実験や核兵器生産施設による汚染地域の環境改善を目的とした財政的・技術的支援
- (3) 国連や主要国と連携した核軍縮・核不拡散教育プログラムの具体化とその積極的推進

¹⁵ NHK の世論調査では、「核兵器禁止条約に参加すべきか」との問いへの回答割合は、「参加すべき」が 66%、「参加しなくてもよい」が 17%であった (NHK 世論調査「核兵器禁止条約に参加すべきか」2019 年 12 月 [2019 年 12 月 9 日更新]、[\[http://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2019_12.html\]](http://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2019_12.html)、2020 年 2 月 21 日閲覧)。

¹⁶ 過去の例には、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 (別名、政府事故調査委員会)、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 (別名、国会事故調)、国際協調のための経済構造調整研究会 (中曽根康弘首相 [当時] の私的諮問機関)、経済戦略会議 (小渕恵三内閣発足時に設けられた首相直属の諮問機関) などがある。

¹⁷ 前掲、笹川平和財団「北朝鮮非核化に関する日本政府への提言」(2020) を参照。

¹⁸ なお、「スイスは第 1 回締約国会議にオブザーバーとして参加する予定。連邦内閣は必要に応じて自国の方針を再検討するため、外務省に対し条約の進展状況を報告するよう指示した」(Swissinfo.ch「スイス連邦内閣、核兵器禁止条約への署名に反対」2018 年 8 月 16 日 [\[https://www.swissinfo.ch/jpn/politics/安全保障問題_スイス連邦内閣-核兵器禁止条約への署名に反対/44329390\]](https://www.swissinfo.ch/jpn/politics/安全保障問題_スイス連邦内閣-核兵器禁止条約への署名に反対/44329390)、2020 年 2 月 21 日閲覧)。

最後に、2019年11月に被爆地長崎・広島を訪問したローマ・カトリック教会フランシスコ教皇の演説は、被爆地の市民はもちろんのこと、日本や世界各国の政府に対して、核の脅威と非人道性を強く訴えた¹⁹。これに対し安倍首相は、「日本とは、唯一の戦争被爆国として、『核兵器のない世界』の実現に向け、国際社会の取組を主導していく使命をもつ国」であるとして、核軍縮に取り組むことを約束した²⁰。

今こそ、日本政府は、「唯一の戦争被爆国」として、その約束と責任を果たすべく、核兵器のない世界を目指し、真剣に非核・軍縮外交を進めることが求められる。

¹⁹カトリック中央協議会「教皇の日本司牧訪問 教皇のスピーチ 核兵器についてのメッセージ 長崎・爆心地公園、11月24日」2019年11月24日 (<https://www.cbcj.catholic.jp/2019/11/24/19818/>、2020年2月21日閲覧)。

²⁰首相官邸「令和元年11月25日 ローマ教皇フランシスコ台下との会談等」2019年11月25日 (https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201911/25vatican.html、2020年2月21日閲覧)。

[参考文献]

1. Bulletin of the Atomic Scientists, “Closer than ever: It is 100 seconds to midnight,” January 23, 2020 (<https://thebulletin.org/doomsday-clock/#>、2020年2月21日閲覧)。
2. International Campaign to Abolish Nuclear Weapons (ICAN), “Signature and ratification status” (https://www.icanw.org/signature_and_ratification_status、2020年2月21日閲覧)。
3. 外務省「2000年NPT運用検討会議最終文書の概要」(2000年5月19日) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/saisyu.html>、2020年2月21日閲覧)。
4. 外務省「2010年NPT運用検討会議：最終文書(行動計画)の概要」(2010年5月29日) (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/kaigi10_keikaku.html、2020年2月21日閲覧)。
5. 笹川平和財団「北朝鮮非核化に関する日本政府への提言～北東アジアにおける核の脅威削減と新たな安全保障の構築を視野に～」(2020年2月)。
6. ジョナサン・マーカス「[解説] イランとアメリカの危機は終わっていない 5つの理由」、BBC News Japan, 2020年1月15日(<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-51102318>、2020年2月21日閲覧)。
7. NHK 世論調査「核兵器禁止条約に参加すべきか」2019年12月(2019年12月9日更新) (http://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/archive/2019_12.html、2020年2月21日閲覧)。
8. Swissinfo.ch「スイス連邦内閣 核兵器禁止条約への署名に反対」2018年8月16日 (https://www.swissinfo.ch/jpn/politics/安全保障問題_スイス連邦内閣-核兵器禁止条約への署名に反対/44329390、2020年2月21日閲覧)。
9. カトリック中央協議会「教皇の日本司牧訪問 教皇のスピーチ 核兵器についてのメッセージ 長崎・爆心地公園、11月24日」2019年11月24日(<https://www.cbcj.catholic.jp/2019/11/24/19818/>、2020年2月21日閲覧)。
10. 首相官邸「令和元年11月25日 ローマ教皇フランシスコ台下との会談等」2019年11月25日 (https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201911/25vatican.html、2020年2月21日閲覧)。
11. 日本軍縮学会編『軍縮辞典』(信山社、2015年10月5日)。
12. 朝日新聞出版「知恵蔵(ウェブ版)」(2020年2月21日閲覧)。

用語解説²¹

(1) イラン核合意 (包括的共同行動計画 [Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA])

核兵器開発を疑われていたイランと米国・英国・フランス・ドイツ・中国・ロシアが2015年7月に結んだ合意。イランが核開発を大幅に制限する見返りに、2016年1月に米欧が金融制裁や原油取引制限などを緩和した。イランが核兵器を持たないように、核兵器に転用できる高濃縮ウランおよび兵器級プルトニウムを15年間は生産しないことや、遠心分離機の大幅削減も盛り込まれた。だが、制限付きでも核開発が継続できることや、弾道ミサイル開発の制限が盛り込まれていないことなどから、トランプ大統領が「致命的な欠陥がある」と非難。米国は2018年5月に核合意を離脱して、イランへの制裁を再開した。これに反発したイランが、2019年5月に核合意の一部履行停止を宣言した。

(2) 核兵器の先行不使用 (No First Use: NFU)

武力紛争中、相手国より先に核兵器を使用しない政策。ただし、相手国が先に核兵器を使用した場合に、核兵器で反撃する選択肢は残している。先制核不使用ともいわれる。NFUの概念は、核軍縮を促す効果があり、核兵器不拡散条約(NPT)上の核兵器国(米国、ロシア、中国、英国、フランス)を含むすべての核兵器国が同意し、世界規模でNFUの体制を構築すれば、核兵器の役割は他の核兵器保有国による使用抑止に限定される。中国は1964年10月の核実験成功から一貫して、いかなる場合においても核兵器を先に使用しないという無条件のNFUを宣言している。

(3) 唯一の目的(sole purpose)

核兵器の目的を核兵器による攻撃を抑止することに限定すること。核兵器の役割を減少させるという視点で、特に米国オバマ政権が使用して注目されたが、厳密な定義は書かれていない。核戦略として区別する考え方もあるが、実質的にNFU(用語解説(2)を参照)と同義という見方もある。

(4) 警戒態勢の解除(de-alerting)

冷戦期、米ソの核兵器は、相手の都市や基地などに照準を定め、常時発射可能な状態にあった。冷戦後、その解除が提言され、1994年には、米ロは核兵器の照準外し(de-targeting)に合意した。政治的意味があるものの、技術的には、弾道ミサイルの照準は直ちに元に戻せる。そこで、米国では元軍高官らが、ミサイル誘導システムを外すなどの不活性化(de-activation)、核弾頭とミサイルの切り離し(de-mating)など、装置面での警戒態勢の緩和を提案している。

(5) 消極的安全保証 (Negative Security Assurance: NSA)

核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを宣言すること。1968年に署名されたNPT

²¹ 外務省ホームページ、日本軍縮学会編『「軍縮辞典」』(信山社、2015年10月5日)、朝日新聞出版「知恵蔵(ウェブ版)」などを参考に笹川平和財団がまとめた。

の交渉当時から、非核兵器国は核開発の選択肢を放棄する代償として、核兵器国に対し、非核兵器国への核の不使用を条約で明記するよう主張している。1968年に発効した非核兵器地帯条約であるトラテロルコ条約（ラテンアメリカおよびカリブ核兵器禁止条約）では、付属議定書Ⅱで消極的安全保証を法的に約束し、NPT上の核保有5カ国すべてが批准した。しかし、消極的安全保証に関する付属議定書への核兵器国の批准は遅れがちで、他の非核兵器地帯条約で、上記の核保有5カ国が付属議定書に批准したのは、2009年発効の中央アジア非核地帯条約のみとなっている。

(6)核軍縮の実質的な進展のための賢人会議

岸田文雄外務大臣（当時）の提唱で2017年に設立された。核兵器国と非核兵器国との間で核軍縮をめぐる対立が深まったことを踏まえ、両者の「橋渡し役」を務め、核軍縮の進展につなげることを主眼に日本の外務省が主催。白石隆・熊本県立大学理事長を座長に核兵器国、非核兵器国の研究者や外交官など計17人で構成される。5回の会合を開いて核軍縮の具体的な進め方について議論し、2019年10月に「議長レポート」が取りまとめられた。

添 付 資 料

以下の添付資料は、メンバーから提供された参考資料または個人的見解であり、研究会全体の意見や見解を示したものではありません

論点

～NPT 発効から 50 年～

自 民 党 政 調 会 長

岸 田 文 雄

長崎大 核兵器廃絶研究センター 副センター長

鈴 木 達 治 郎

核拡散防止条約（NPT）が発効してから3月で50年を迎えた。米露の核軍縮交渉や、東西冷戦の終結を経て世界の核兵器数は大幅に減ったものの、「核兵器なき世界」の実現に向けた道のりはまだ遠い。その中で、米露両国が新型核兵器の開発を急ぐなど、新たな軍拡競争が始まる兆しもある。現状と課題を探った。

日本、協議の橋渡し役に 岸田文雄・自民党政調会長

NPT は 50 年間、核軍縮、不拡散における基盤の役割を果たしてきた。核軍縮を巡る議論は、核実験全面禁止条約（CTBT）や国際原子力機関（IAEA）などさまざまな枠組みがあるが、NPT はすべての議論の基盤だ。この体制がなければ、核保有国はどんどんと拡散していったはずで、NPT が果たした役割は大きかった。

だが、残念ながら現在、世界の核軍縮、核不拡散に向けた足並みがそろっていない。信頼を醸成するどころか、逆に信頼が崩れようという大変残念な状況にある。米国の歴代政権は、共和党のレーガン、ブッシュ時代でも、核軍縮、不拡散の議論に積極的に取り組んできた。米国にとっても大変重要なものとの認識があったためだと思う。だが、トランプ政権はロシアと 1987 年に締結した中距離核戦力（INF）全廃条約からの離脱を表明し、ロシアがそれに追随したことで、議論は途切れてしまった。新戦略兵器削減条約（新 STRAT）は来年に条約の期限がくるが、延長に向けた議論が進んでいない。

こうした現状について、まず、米国をはじめとする核保有国は今一度、冷静に現状を考えるべきではないか。オバマ前米大統領があれだけ真剣に核軍縮に取り組んだのは、2001 年の米同時多発テロの際に核兵器が使用されていれば、被害者の数が 2 桁ぐらい大きくなっていったという危機感があったからだ。今の世界では、核テロの心配もしないといけない。自国民の命や暮らしを守るために核軍縮、不拡散は大変重要な取り組みとなる。

非核保有国も、核保有国を巻き込む議論をしていかなければならない。非核保有国の中にも日本、ドイツ、韓国のように「核の傘」に依存している国もあれば、一方で、（核兵器の使用などを禁止する）核兵器禁止条約を重視する国もある。ただ、非核保有国がいくら理想の旗を振りかざしても核保有国を巻き込み行動させなければ現実是不変変わらないということを冷静に考えるべきだ。私も外相を 4 年 8 カ月やって

こうした厳しい現実を嫌というほど感じてきた。最近、それぞれが自らの立場を主張し、相手を非難する風潮がどんどんと増長していると感じる。日本は唯一の被爆国として、核保有国にも、非核保有国にも同じテーブルについてもらうための橋渡し役を果たすべきだ。具体的で現実的な、核兵器のない世界を目指すシナリオを示し、核軍縮、不拡散に努力しようという日本の思いを示すことが重要だ。

私は、17年5月にウィーンであったNPT再検討会議の第1回準備委員会に日本の外相としては史上初めて出席した。そこでの演説は関係者から高く評価されたと思っている。

かつて世界で7万発あった核兵器は1万7000発まで減ったと言われているが、さらに減らしていく必要がある。

私は三つの取り組みを提言している。その内容は(1)核兵器の数を減らす、(2)核兵器の果たす安全保障上の役割を低減する、(3)信頼関係を醸成する、ことで核兵器を使う動機を下げっていく——だ。数、役割、動機の三つを同時に下げっていくことで、核兵器の数を最小限まで減らす。そこで初めて、各国が検証可能な核兵器禁止条約のような法的枠組みを使用し、核兵器がない世界にもっていく。

関係国がまったく対話ができない中で、片方が理想を振りかざせばますます話し合いができなくなる。外相時代の17年に各国の有識者が核軍縮について議論する「賢人会議」を提案し、これまでに3回開催した。今回は有識者だけでなく、政府関係者も参加する「1・5トラック」に引き上げて開催することを、外務省にお願いしている。

これをさらに政府間協議までもっていきたい。民間だけで旗を振っても現実是不変。最後は核保有国の指導者、政府を巻き込む手段を考えないといけない。今年開かれる予定のNPT再検討会議をそのきっかけにしてもらいたいと強く思っている。【聞き手・飼手勇介】

「小型なら」危険な発想 鈴木達治郎・長崎大核兵器廃絶研究センター副センター長

NPTは核兵器を管理する仕組みとしては最大の軸となっており、果たしてきた役割は非常に大きい。ただ、問題は山積している。

ひとつは、核兵器削減がなかなか進まない点だ。NPT6条は、核保有国が核軍縮に向けた交渉に誠実に取り組む義務を定めている。核兵器の数は、ピーク時に比べ大幅に減ったため、核保有国は「努力している」と主張する。一方、非核保有国は「努力不足」と主張、対立が解けない。非核保有国側に不満が高まり、これが2017年の核兵器禁止条約の制定につながった。核保有国と非核保有国の対立という従来の構図が、保有の有無でなく、核抑止力に依存する国々と、依存していない国へと変わり、より溝が深まった。

二つ目は、核兵器の役割を「減らす」方向から「増やす」方向に変わりつつある点だ。5年ごとに開かれる NPT 再検討会議は、00 年と 10 年に採択した最終文書で、安全保障政策における核兵器の役割を「減らす」と明記した。オバマ前米政権はこれに呼応し、核兵器による攻撃だけに核兵器使用を限定する「ソールパース」を打ち出した。同盟国の反対で実現しなかったものの、核兵器を先制攻撃に使わない考えも導入しようとした。

だが、トランプ米政権の発足で状況は一変した。政権が 18 年にまとめた「核態勢の見直し」(NPR) は、通常兵器やサイバー攻撃などの新しい脅威に対しても、核兵器を抑止力として使うことを打ち出した。核兵器の役割を減らす方向から役割を拡大することへとカジを切った。

ロシアも、通常兵器の強化を続ける米国には対抗できないと見て、核兵器強化に走り出した。昨年末には新型核ミサイル「アバンガード」を実戦配備した。中国も精度の高い核兵器の数を増やしている。

さらに恐ろしいのは、米露両国に核兵器を使ってもよいという考えが出ていることだ。米国は、限定的な小型核なら使用してもよいのではないかと、むしろ、使えるとした方が核抑止力の信頼性が上がるのではないかという説明すら始めている。核兵器が実際に使われるリスクが増している。危険なことだと思う。

三つ目は、核軍縮の機運が後退している点だ。オバマ政権は 10 年にロシアと新戦略兵器削減条約(新 STRAT) を結んだほか、15 年には米英仏独中露とイランとの核合意を結ぶなど対話に努めた。だが、トランプ政権は、ロシアと中国を敵国だと明確に言い切ってしまった。米露両国が合意すれば 26 年まで期限を延ばせる新 S T A R T の交渉にも関心が薄い。交渉期限は 21 年 2 月まで。もし、失効することになれば、米露間には核軍縮の条約がなくなってしまう。そうした事態に備えた取り組みを急がなければ、核軍拡が起きてしまう。NPT 再検討会議では少なくとも、二度と核兵器を使ってはいけないと再確認する必要がある。

核不拡散に目を転じれば、北朝鮮やイランの核問題解決に向けた動きが停滞している。核保有国が「核抑止力は絶対に必要だ」と言い続けていることに原因がある。核抑止力に頼らない方がより安全である状況を作り出さない限り、北朝鮮やイランが核計画を放棄することはないだろう。核保有国ができないのなら、日本や非核保有国が「核抑止力は本当に有効なのか」と問いかけていかないといけない。

北朝鮮の核の脅威が問題化して以後、日本政府は米国の核の傘の強化を求める方向に傾いていることも気がかりだ。日本は、対立を続ける核保有国と非核保有国の橋渡し役を自任するなら、多国間で地域の安全保障の枠組みを議論する場を作ったり、韓国とともに北東アジアと日本の非核兵器地帯などの構想を打ち出したりする手もある。核兵器禁止条約については、条約の趣旨に賛成し、後ろ向きの態度を改め、いますぐ署名、批准はできなくとも、被爆者の願いがこもった条約なのだから、署名、批准するためには、

どういう条件を整えばできるのかを示すことも必要だろう。【聞き手・会川晴之】

核兵器保有は9カ国

NPTは、条約制定前から核兵器を保有していた米英仏中露の5カ国に核兵器保有を限定した。国際的な核査察体制を整備し、非核保有国には原子力の平和利用を認めた。ケネディ米大統領は、核保有国が1975年までに20カ国に増えると予想していたが、現在の保有国は、5カ国に加え、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の9カ国にとどまっている。

■人物略歴

岸田文雄（きしだ・ふみお）氏

1957年生まれ。早稲田大法学部卒。93年に衆院初当選。自民党国対委員長、外相などを歴任し、2017年8月から現職。自民党岸田派会長。衆院広島1区、当選9回。

鈴木達治郎（すずき・たつじろう）氏

1951年生まれ。東京大卒、米マサチューセッツ工科大修士課程修了。工学博士。原子力委員会委員長代理などを経て2014年4月から長崎大教授。パグウォッシュ会議評議員。

（本稿は、毎日新聞2020年3月18日 論点に掲載された記事を転記した）

講壇／2つの核問題、イランと北朝鮮そして日本 笹川平和財団会長・田中伸男

平和利用の経験を世界に

トランプ米大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長の歴史的合意はどうなるのか―。2020年における世界の懸案事項の一つながら、金氏はリビアのカダフィ大佐の失敗から学び、簡単には核を手放さないだろう。

私が国際エネルギー機関（IEA）の事務局長を務めていた09年7月、イタリアのラクイラで開かれた主要国首脳会議（G8）のランチに招待された。多くのアフリカ首脳を招いての席で、私の隣に着席したのがカダフィ大佐であった。彼が最初に発言を求め、アフリカの窮状は欧州による植民地主義だと20分以上にわたって演説した。次にエジプトのムバラク大統領らが続き、議論は植民地主義批判の嵐になりそうだった。その時立ち上がったのがサミット初出席のオバマ米大統領だ。

彼は「アフリカのことならよく知っている。自分のいところはケニア人だから。彼によればアフリカの問題は汚職だというのだが、汚職は植民地主義とは関係ないよね」と言ったのだ。会場は静まりかえる。沈黙後、ドイツのメルケル首相ら西側首脳の汚職を撲滅すべしという大合唱になった。オバマ大統領の弁舌爽やかなどんでん返しだったが、それを聞いたカダフィ大佐は翌年自ら汚職撲滅運動を始めたという。彼はランチの席でこうも言っていた。「自分は米英から言われて核兵器開発を止めた。そして米英から頼まれて北朝鮮にも止めろと言った。しかし彼らは聞く耳を持たなかった」。米国から頼まれたことを三つまでやった彼は米国が自分を殺しにくるとは思っていなかったようだ。

北朝鮮の核へのこだわりはここに始まる。リビア侵攻を決めた時のホワイトハウスでの決定過程が、当時国防長官だったロバート・ゲイツの備忘録に出てくる。彼自身は反対したがオバマ大統領いわく「51対49」くらいの僅差で侵攻が決まったという。北朝鮮への影響は議論されたふしがない。積極的であったのがヒラリー・クリントン国務長官だった。イランとの核合意からの米国離脱を決めたトランプ大統領もオバマ、ヒラリーと同様の失敗を犯す可能性が高く、核合意したイランを制裁すれば、彼らを核開発に再び走らせる懸念が強い。

この結果、「核を持たないからたたかれる」「核は絶対手放せない」と北朝鮮を確信させることになる。あるイランの政府高官は「自分たちはドイツ、日本、インド、ブラジルの仲間になりたい」と言っていた。イランもそんな地域大国として認められたいのだ。「核兵器を持たない日本の原子力平和利用の経験が役に立つのでは」と述べたところ、「その通り。包括的共同作業計画（JCPOA）で示された15年間は、世界にイランの平和利用に対する決意を認めてもらうための期間だと考えている」とのことだった。

核不拡散条約（NPT）が発効してから今年で 50 周年である。5 月には第 10 次 NPT 再検討会議が開催される。また核兵器禁止条約が 34 カ国の批准を得て発効に必要な 50 カ国を目指している。非兵器国・日本がこの条約に加盟しイランと北朝鮮の非核化に向けて貢献するチャンスが来た。前回の本紙講壇で取り上げた北朝鮮からのプルトニウム引き取りと統合型高速炉の活用がそれである。

（本稿は日刊工業新聞 2020 年 1 月 20 日 講壇に掲載された記事を転記した）

講壇／核不拡散条約発効から 50 年 笹川平和財団会長・田中伸男

とんがった外交で廃絶主導を

核不拡散条約（NPT）が発効してから今年で 50 周年である。5 月には第 10 次 NPT 再検討会議が開催される。また核兵器の開発、実験、生産、取得、移譲、使用などを禁止する核兵器禁止条約が 34 カ国の批准を得て、発効に必要な 50 カ国を目指しているが、中距離核戦力（INF）全廃条約から米国が離脱するなど 3 大核兵器国である米露中が大幅な核軍縮に向かうとは想定し難い。また北朝鮮やイランが核開発を諦めそうもない。この際日本は従来とは違う「とんがった」外交を始めるべきではないのか。

NPT 体制は核兵器保有国が持たない国に対して「高濃縮はするな」「プルトニウム抽出はやめろ」など注文をつけて核拡散を防ぐためにできた。しかしその不平等性から非保有国の反発を招き、不拡散の成果を上げられなかったと言える。

他方、世界で 50 カ国以上が潜在的には核兵器製造能力を有している中で、現実に核兵器を持つのは 9 カ国である。これは国際世論の激しい反発を招くために事実上使えない核兵器のコストが極めて高いからに他ならない。だとすれば非保有国同士が相互監視する中で核不拡散性の高い原子力技術を共同研究すれば、能力を有する国が増えても核兵器自体の増加を防ぐことにつながるはずだ。

この際、日本と韓国がリーダーシップをとって米国の協力の下、核不拡散型の技術（統合型高速炉）開発に関心がある国を取り込めば良い。非核化した北朝鮮やイランとサウジアラビアも同時に、相互監視の下で参加すれば中東の緊張を和らげることもできるはずだ。インドとパキスタンにも核兵器を廃棄した上で参加を求めたらどうだろう。きしんでいる日韓関係を積極的な平和協力に切り替えていくチャンスがここにある。

日本は過去にフランスと再処理技術や高速炉の開発で協力してきたが、今後はフランスが核兵器を廃棄することを条件にすべきだろう。ドイツにも原子力を諦めるのではなく、平和利用を通して核兵器廃絶のための外交努力をしようと働きかけるべきだろう。

日本は核兵器禁止条約にも加盟すべきではないか。米国の拡大核抑止（核の傘）の下にあるからと言って条約に反対するのはやめるべきである。原子力推進の潜水艦を持ち、通常型のクルーズミサイルを大量に装備すれば北朝鮮からの核攻撃などへの抑止効果がある。日本は大陸間弾道ミサイルを持つ必要はない。地域的な抑止で十分である。

それも核でない通常兵器による核攻撃に対する抑止、これで米国の拡大核抑止を補完しつつ、北東アジアで米中ロシアの中距離核兵器削減を求めることはできないだろうか。被爆国日本が条約に加盟しないようでは核兵器廃絶の実は上がらない。

条約発効後の締約国会議を広島長崎に招聘（しょうへい）すれば日本の原子力平和利用への強い意志と願いを内外に示すことができるだろう。ドイツはイラン核合意のために非兵器国として積極的に動いた。日本も仲介を依頼されたが断ったと言われる。日本が常任理事国を目指すのであれば、非兵器国の代表として核兵器を持つ米ロ中仏英と対峙（たいじ）していく勇気を持たねばならない。

この結果、世界の尊敬を得ることができれば、福島原発事故で失ったわが国の原子力技術、ひいては日本の技術一般に対する世界の信頼を回復することにもつながるはずだ。

（本稿は日刊工業新聞 2020 年 3 月 2 日 講壇に掲載された記事を転記した）

 三井住友銀行 笹川平和財団